

中小企業大学校研修費助成事業 実施要領

出雲商工会

(目的)

第1条 この要領は、出雲商工会（以下「本会」という。）が、会員事業所の経営力の向上及び経営基盤の強化を図るため、人材育成に係る研修費用を助成することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象研修)

第2条 助成対象研修は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が経営者、後継者、管理職等を対象に、全国の中小企業大学校に於いて実施する研修（以下「中小企業大学校研修」という。）とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、中小企業大学校研修を修了した経営者、役員、従業員（以下「研修修了者」という。）を有する会員事業所とする。

(助成額)

第4条 助成額は、受講料の額とする。但し、研修修了者1人あたり2万円を限度に、本会が定める予算の範囲内で助成するものとする。

2 前項に定める助成は、一事業所あたり同一年度内で原則1人までとする。

(申請手続き)

第5条 会員事業所は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式1号）に中小企業大学校が発行した受講受入決定通知書の写しと受講料の払込を証する書面の写しを添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請を受けたときは、助成金交付の諾否を決定し、助成金交付決定通知書（様式2号）により申請者あて通知するものとする。

3 前項の助成金交付の諾否にあたっては、本事業をより多くの会員事業所が活用し得ることを考慮し、原則として過去に活用したことの無い会員事業所を優先するものとする。

(交付手続き)

第6条 助成金の交付決定を受けた申請者は、研修修了後、受講報告書兼請求書（様式3号）に中小企業大学校が発行した修了証書の写しを添えて、会長に提出しなければならない。但し、研修を修了できなかった場合は、会長にその旨報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告及び請求を受けたときは、書面を審査し、助成金の交付が適当と認められた場合に助成金を交付するものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。